第一 災害対策基本法施行令の一部改正

一 通信設備の優先利用等

1 警報 \mathcal{O} 伝達等の ほ か、 避難 のための立退きを指示する場合等において、 電気通信設備を優先的に利

用 等 又は イン ター ネ ット -を利 用し た情 報 1の提: 供を行うことを求めるときは、 あ 5 か U 8) 事業者と

協議して定めた手続により、 これを行わなければならないものとすること。 (第二十二条関係)

2 災害対策基本法 (以下「法」という。) 第五十七条の政令で定める事業活動は、 情報通信業に属す

る事業のうちインターネット の利用者が容易に検索することができるように体系的に構 成された情報

 \mathcal{O} 提 供をインター ネ ット を利 用 して 行うも Oに係る事業活動とすること。 (第二十二条の二関 係

一 指定行政機関の長等による応急措置の代行

1 市 町 村 長 の事 務の代行をした指定行政機関の長等は、 市町村長に代わって工作物等を除去したとき

は、当該工作物等を保管しなければならないものとすること。

2 市 町 村長 の事務の代行をした指定行政機関の長等は、 当該市 町村がその大部分の事務を行うことが

ればならないものとすること。そのほか、 できることとなったと認めるときは、 速やかに、 指定行政機関の長等は、 当該代行に係る事務を当該市町村長に引き継がなけ 市 町村長の事 務の代行を終了 した

ときは、速やかに、その旨及び代行した応急措置を当該市町村長及び当該市町村を包括する都道府県

 \mathcal{O} 知事に通知しなければならないものとすること。

(第三十三条の三関係)

三 埋葬及び火葬の特例

1 厚生労働大臣は、 墓地、 埋葬等に関する法律(以下「墓地埋葬法」という。)第五条及び第十四条

に規定する手続の特例を定めるときは、その対象となる地域を指定するものとすること。

2 厚生労働大臣は、 その定める期間内に指定した地域において死亡した者の死体に係る墓地埋葬法第

五. 条 第 項の規定による埋葬又は火葬の許可について、 同条第二項に規定する市 町 村長 \mathcal{O} ほ か、 当該

死 (体の現に存する地の市町村長その他の市町村長がこれを行うものとすることができること)

3 厚生労働大臣は、 指定した地域において公衆衛生上の危害 の発生を防止するため特に緊急の必要が

あると認めるときは 死体の埋葬又は火葬を行おうとする者について、 厚生労働大臣 一が定め る墓 地又

は火葬場において当該埋葬又は火葬を行うときに限り、 墓地埋葬法第五条第一項の規定にかかわらず

同 項の規定による許 可を要しない ものとすることができることとし、 この場合におけ る墓地 ¹埋葬法

第十四条に規定する手続について、特例を定めること。

(第三十六条の二関係)

四 内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行の手続

1 市 町村長 の事 務の代行をした内閣総理大臣は、 当該 市町村がその大部分の事務を行うことができる

こととなったと認めるときは当該 市町 村長に、 当該 市 町村を包 話するに 都道 足府県が その大部 分の 事 務を

行うことができることとなったと認めるとき(当該市町村がその大部分の事務を行うことができるこ

ととなったと認めるときを除く。)は当該都道府県の 知事に、 速やかに、 当該代行に係る事務を引き

継が なけ ればならないものとすること。 そのほか、 内閣総理大臣は、 市町村1 1長の事 務 の代行を終了し

たときは、 速やかに、 その旨及び代行した措置を当該 市 町村長及び当該市町村を包括 する都道府 県の

知事に通知しなければならないものとすること。

2 都道 府 7.県知事 \mathcal{O} 事務の代行をした内閣総理大臣は、 当該都道府県がその大部分の事務を行うことが

できることとなったと認 めるときは、 速やかに、 当該代行に係る事 務 を当該都 道 府県知 事 に 引き継が

なければならないものとすること。そのほ か、 内閣 総理大臣 は、 都道 府県知 事 ずの事 務の代行を終了し

たときは、 速やかに、 その旨及び代行した措置を当該都道府県知事及び当該措置に係る市 町村長 に通

知し なけ ればなら ないものとすること。

(第三十六条の 兀 関 係)

五. 財政金融措置

1 法第百二条第一項の政令で定める地方公共団体を決定する際に用いる標準税収入額を、 災害の発生

L た 日 . (T) 属する会計年度の ものとすること。

2

団体は、 当該災害によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、 又は生ずるおそれがあるものとして

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合における法第百二条第一項の政令で定める地方公共

総務大臣 が指定する地方公共団体とすること。

(第四十三条関係)

第二 その 他関係政令について所要の改正を行うこと。

第三 施行 期日

この 政令は、 公布の日から施行すること。

(附則関係)

第四 その他所要の改正を行うものとすること。